

消費税の必要性

基礎演習20組

1997年4月1日消費税が5%になった。なぜ消費税が5%にされるのかここで考えてみたい。

(1) 消費税とは何か

消費税の話をする前に消費税とは何かを述べてみよう。

「消費税は原則として、商品の生産から流通、小売りまで、あらゆる段階の取り引きに課税される、一種である。それぞれの業者の売上高と仕入高の差額（付加価値）に5%が贅される。最終的な担税社は消費者であるが、実際の納税義務は流通段階の事業者が負う。酒税や廃止された物品税が特定の個別商品に課税される間接税であるのに対し、基本的にすべての商品やサービスを対象に、取り引きのすべての段階で一律に課税されるのが特徴。課税対象が広く、低い税率でも巨額の税収が確保できる点で大型間接税ともいえる。」¹

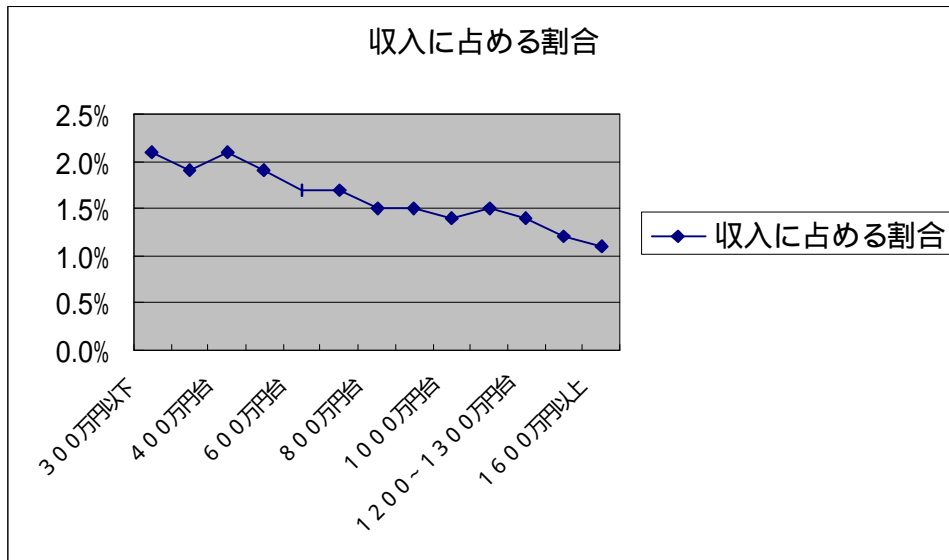
つまり消費税とは、万人に対してかけられ、なおかつすべての人に対して同じような負担を強いる課税方法である。よってこの制度は、各人の能力に応じて公平に税金を負担するという応能負担原則に反している。この事は表1およびグラフ1を見ても明らかである。

表1 1995年年収別消費税負担額

年収別	年齢	家族数	年間消費税(円)	収入に占める割合
300万円以下	68.5	2.0	56,311	2.1%
300万円台	60.0	2.2	65,666	1.9%
400万円台	54.3	3.2	91,172	2.1%
500万円台	48.7	3.5	102,975	1.9%
600万円台	47.8	3.8	111,070	1.7%
700万円台	47.9	3.9	128,917	1.7%
800万円台	46.6	4.0	131,098	1.5%
900万円台	46.0	4.3	138,521	1.5%
1000万円台	46.9	3.9	150,503	1.4%
1100万円台	51.9	4.4	174,275	1.5%
1200~1300万円台	53.7	4.2	174,095	1.4%
1400~1500万円台	51.1	3.9	170,017	1.2%
1600万円以上	54.4	4.0	236,343	1.1%
総合	50.1	3.7	125,479	1.6%

(日本生活協同組合連合調べ)

グラフ 1 収入における消費税の占める割合



ここで全体的に2%程度でたいしたことはない。もしくは、それほどの差にはなっていないんじゃないかと思われるかもしれないがこの差は課税率が上がるに連れて広がっていくのである。(表2およびグラフ2参照)もし、直接税をもっと引き下げ、制度をこのままで消費税を諸外国と同じ(表3参照)にまで引き上げるなどということになれば、この差がどんどん広がっていくのは目に見えている。

表2 3%から5%へ移行時の負担の変化

	3,000,000	4,000,000	5,000,000	6,000,000	7,000,000	8,000,000	9,000,000	10,000,000
消費支出(円)	2,339,376	3,265,836	3,569,460	4,095,576	454,124		5,939,148	5,727,168
消費税負担額(3%,円)	55,920	76,464	89,544	103,428	115,584	126,672	151,236	141,804
負担率(同上,%)	1.86	1.99	1.79	1.72	1.65	1.58	1.68	1.42
消費税負担(5%,円)	93,204	132,444	149,232	172,368	192,648	211,128	252,060	236,340
負担率(同上,%)	3.11	3.31	2.98	2.87	2.75	2.64	2.80	2.36
消費税増税額	37,284	52,980	59,688	68,940	77,064	84,456	100,824	94,536
	12,000,000	15,000,000						
	7,253,616	8,662,548						
	174,636	228,396						
	1.46	1.52						
	291,048	380,664						
	2.43	2.54						
	116,412	152,268						

(赤旗編集局調べ、95年総務庁家計調査「全国・勤労世帯=4人家族」)

グラフ 2

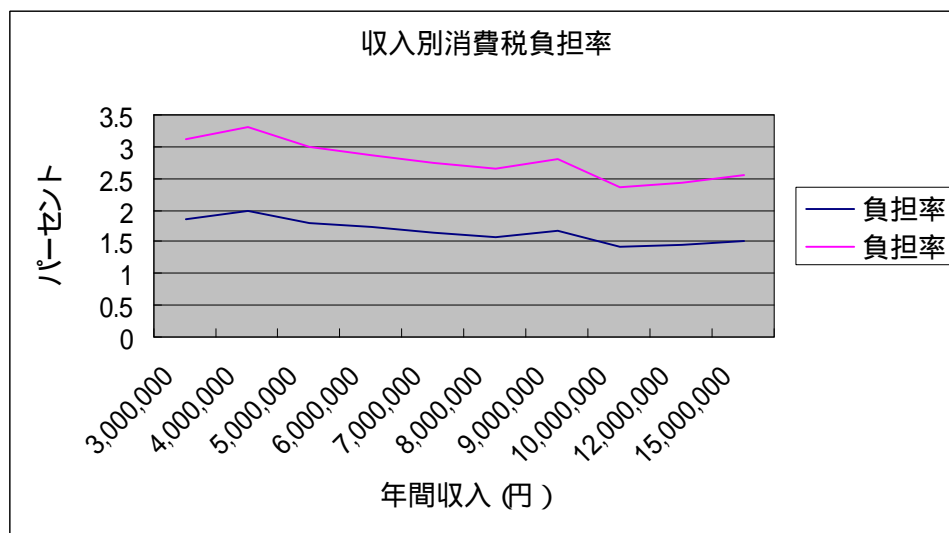


表 3 ヨーロッパ諸国の付加価値税率一覧 (一部抜粋)

(1995/8/1現在)

国名	標準税率
ドイツ	15
オーストリア	20
ベルギー	20.5
デンマーク	25
スペイン	16
フランス	20.6
フィンランド	22
ギリシャ	18
アイルランド	21
イタリア	19
ルクセンブルク	12 15
オランダ	17.5
ポルトガル	17
イギリス	8 17.5
スウェーデン	25

(2) 消費税の導入について

消費税の導入にあたりまずその仕組みを見てみよう。導入に当たって「年売上高3000万円という高額の特例税率が導入された。このような高額の特例税率は各国にも例がない。年売上高5億円以下の業者について簡易課税制度が導入された。しかも一般の業者の場合

には売上高の80%を、卸売業者の場合には90%を見做し仕入高とすることとされた。この様な高額な売上高の業者について、しかもこの様なラフな見做し仕入れ率を持つ簡易課税制度の導入も各国に例を見ない。また、年売上高6000万円未満の業者には更に限界控除制度が導入された。さらに業者の反感を押さえるためにインボイス方式（伝票方式）ではなくアカウント方式（帳簿方式）が導入された。」¹なおこの簡易課税制度を見て、多くのチェーン店が独立し、年商5億以下の小さな企業となって、益税を受けている。このようにこの制度には多くの益税を受けるための抜け道があり、課税の上で公平になるとはとても言えない。そのことはその後の改正により、簡易課税制度の見直し（2億円以下）と、限界控除制度の廃止、みなし仕入れ率の変更（業種ごとに50%～90%まで）などを見て明らかであろう。また、「政府筋は消費税法が国会で成立する前の段階で、通産省、大蔵省等の出先機関を通じて巧妙に業者団体等の消費税反対運動を抑制する措置を講じたという事実」¹も見られなければならない。

消費税の導入にあたり多々の益税が出ることはおそらく予測されていたのだろう。なぜならば諸外国の付加価値税の問題とほぼ同じ点があるからだ。にもかかわらず、益税の点については「日本では課税売上高が3000万円以下の場合には免税であるのに対し、フランスでは180万円以下、ドイツでは630万円以下、イギリスでは716万円以下であって日本が格段に高い。」²し、「フランスでは1968年に付加価値税が導入されたが、1960年から1980年代の末までの30年間に税務職員を6000人から30万人と50倍に増やした。免税点を下げて、益税をあまり発生させない様に、付加価値税を実行するためには、これだけの徴税職員の増加が必要である。実際付加価値税を持つフランスもドイツもイギリスも、納税者一人当たり日本の4倍の税務職員を投入している。」²と日本のやり方はほとんど諸外国に比べてざる同然である。

では、なぜ大蔵省は予測できた問題に対処しなかったのだろうか。それを次に見てみよう。

前段で見たとうり大蔵省が益税の発生をわかっていなかったわけではないのである。ならばなぜ彼らは益税に対する対策をしなかったのか。それをここで検討してみたい。

「当初、大蔵省は付加価値税を導入して、それに伴ってインボイスを用いれば、所得の捕捉ができるという説を流した。」²結果としてそれが行われることはなかったが、実際「税務職員を増やすという不公平税制の正面作戦は政治的に不可能だから、付加価値税の導入によって、からめ手から所得を補足しようとしたのである。」²ならばなぜインボイス制は用いられなかったのか。「はっきりとはわからないが、自営業者たちが自民党の強力な支持団体であったことを考えると、根源的には自営業者の政治力が物を言ったと見るべきだろう。」「実際には（自営業者の）その反対のためにインボイス制は見送られ、所得の補足を免れているまさにその自営業者が得をするシステムが作られた。」²

つまり大蔵省のねらいは外され、所得の補足という意味での消費税はまったく意味がな

なくなったといえる。ではその他のねらいについてはどうだろう。

(3) 消費税の意味付け

導入にあたり、政府は高齢化時代の財源確保、福祉、地方財政の建て直しを理由の一部にあげた。それについてみてみよう。

まず地方財政についてみてみよう。消費税 5%の値上がりのうちわけは 4%への値上げと地方消費税の 1%である。果たして地方の予算はどのようになるのだろうか。

「消費税導入当時多くの自治体は住民の批判を恐れて公共料金等の値上げを見送った。消費税導入後は、各自治体も 3 パーセントの消費税込みで行政活動をしなければならない。それだけ地方財政の自動支出増をもたらす。消費税を 5 パーセントとし、うち 1 パーセントを独立税としての地方消費税とする今回の税制改革が行われると、東京都においても年 250 億円の減収になるという試算が発表されている。」¹そして、表 2 およびグラフ 2 に見られるように地方交付税は 3%の(地方消費税のっていない)消費税の導入から落ち込みを見せている。また、表 3 に見られるように 5%への導入も全体としては、地方自治体の減収につながっている。

地方財政の助けとなるべき、消費税だが、実際ではむしろ地方財政を圧迫する結果になっている。

表 4 主要経費別決算額 6 ヶ年比較

主要経費別	1988年度	1989年度	1990年度	1991年度	1992年度	1993年度	1988年対93年の伸び率 (%)
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
社会保障関係費	117,478	123,532	114,805	121,499	127,378	131,456	11.89
防衛関係費	36,695	39,219	42,530	44,408	45,518	46,406	26.46
文教・科学振興費	49,814	50,628	54,100	55,933	56,833	58,204	16.84
国債費	120,307	120,897	143,142	155,365	164,473	154,423	28.35
地方交付税	130,311	149,647	159,308	158,001	157,718	156,173	19.84
公共事業費	66,760	74,055	69,556	74,205	80,243	85,271	27.72
恩給関係費	18,806	18,464	18,316	18,154	17,838	17,766	-5.53
経済協力費	7,329	7,827	8,188	8,595	9,050	9,570	30.57
中小企業対策費	2,539	2,368	2,399	2,072	1,955	1,950	-23.19
エネルギー対策費	4,522	5,460	5,469	5,892	6,312	6,551	44.86
食糧管理費	4,775	4,566	4,041	3,786	3,421	3,113	-34.80
産業投資特別会計へ繰り入れ	12,717	12,285	12,827	12,702	2,166	1,866	-85.32
その他の経費	42,652	49,635	58,000	44,851	45,768	47,294	10.88
合計	614,705	658,583	692,681	705,463	718,673	720,043	17.70
租税収入	508,265	549,218	601,058	598,203	625,040	613,030	20.61

(湖東京至教授調べ。5%消費税ここが問題だより)

このうち、社会補償関係費、防衛関係費、文教・科学振興費、国債費、地方交付税、公共事業費の変化をグラフにするとこうなる。

グラフ3 各予算の移り変わり

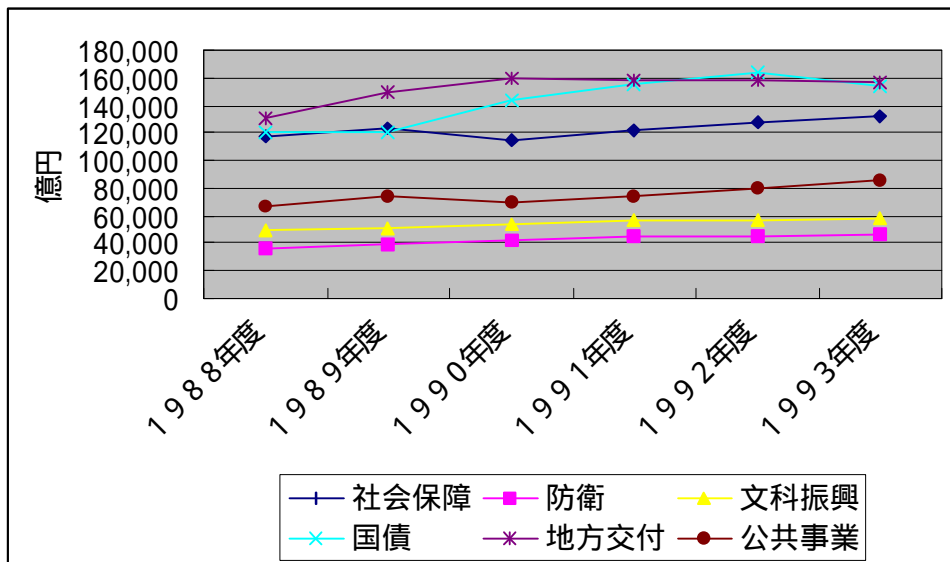


表5 税制改革（消費税率5%、うち1%は地方消費税）に伴う地方財源の増減

減収額(歳出増加分を含む)		増収分	
1 個人住民税等の恒久減税の実施による税減収	18,050	5 地方消費税分	10190
個人住民税分	10,290	地方消費税の創設による税収増	24490
地方交付税分(所得税減税の跳ね返り)	7,760	現行消費譲与税の廃止による税収減	-14300
2 先行減税償還財源	2,530	6 交付税率引き上げによる地方交付税の増収分	15170
3 地方団体の消費税負担増加分	4,000		
4 社会保障関係費	2,340		
年金等物価スライド分	340		
社会福祉	2,000		
合計	26,920	合計	25360
		(単位: 億円)	

(自治省試算)

さて、次に実際福祉への予算はどうなったのかを見てみたい。

表4から見られるように導入された1989年からの各経費の伸び率は租税収入一般の伸び率よりはるかに低い。「加えて経済面でもっとも重要な社会福祉費である中小企業対策費は5年間でマイナス23.19パーセントになっている。つまり消費税導入後かえって縮減しているわけである。」¹また、「消費税自身が(現在の)高齢者、年金生活者、障害者、病人などにも画一的な負担を強要するという意味でそれ自体、最大の反福祉税であり不公平税である。」¹ともいえる。つまり、憲法に掲げられた保護されるべき健康で文化的な最低限どの生活を送れない人ほど消費税の負担は大きいのである。(表1及び2参照)一見万人平等な税制度だがそれゆえに、憲法の平等理念に反しているのである。

消費税の掲げた福祉という目的に使われているとは言い難い。実際、病院医療制度の改悪一つを見てみても福祉がよくなったといえるわけではない。私の知り合いは重い病気にかかって国から治療費の補助を受けているがそれすらも厳しい審査やらでかなり不快なものらしい。

高齢化社会について言うならば、消費税の導入はマイナスこそなれプラスにはならない。

なぜならば「高齢化対策の課題は、生涯で得をする現在50歳以上の負担をいかに増やし、損をする30歳以下の負担をいかに減らすかであり、直接税主体から消費税への税制シフトは、50から60代の高所得者に最大の利益をもたらす一方で、高齢化時代の現役世代の負担をむしろ増大させてしまう。」²からである。また、「予算は単年度主義であり高齢化社会に備えるというのであれば、そのための積み立て資金制度を組織的に整備しなければならないはずである。しかしそのような具体的な議論も現実にはあまり見られない。」²今の50代60代が老後を迎えるときのため積み立てられるべき予算の枠は組まれていないのである。

以上のように高齢化社会に向けての消費税導入という言葉もまた信頼性にかける。

ここで述べたように、政府の上げた理由のこれらは神話であると言わざるをえない。少なくともいちいち消費税を導入して改善された部分はこの中にはない。

(4) 大蔵省のねらい

ならばなぜ大蔵省はこのような消費税の導入を行ったのだろうか。理由として考えられるのは安定した財源の確保である。

つまり、「70年代中盤から80年代中盤にかけての低成長時代に、日本の財政の中心である所得税や法人税は伸び悩んだ。これら直接税は、景気に敏感だからである。成長期に潤沢な財政支出のもとに予算の配分における裁量を謳歌してきた大蔵省は、それができなくなり苦い経験をした。このような苦い経験を将来しなくてもすむように、不況期間にも安

定的な税収を上げうる付加価値税の導入を大蔵省は望んだのであった。(中略)大蔵省にとって付加価値税導入の新しい目的は最後になってとってつけたように言い出した高齢化対策ではなく、省としての権益を守るために、景気に左右されない財源を手にするににあった。なりふりかまわず大型の所得減税をしてまで消費税を導入した理由は、長期的にそのような財源になる芽を作ることにあったと見なければならぬ。確かに消費税は税収が安定している。今回の不況によって、法人税や所得税の税収は大幅に落ち込んだのに対し、消費税の税収はわずかであるが伸びた。」²

大蔵省の考えた安定した税収の源が消費税であって、その点では確かに消費税は優れている。

(5) 消費税の必要性

消費税が新たな財源として安定性の面では優れていることはわかった。しかしここで問いたいのは新たな財源が必要なのかということである。

確かに、今の財政が赤字だらけなのは少し新聞を見ればわかる。だが集められたお金が必要なところにすべて使われているともおもえない。たとえば防衛費である。「日本のような先進国が戦争当事国になることは今後考えられない。なぜならその時は第3次世界大戦となり「核」戦争になるからである。(中略)日本の国際貢献も軍隊を持った「普通の国」を構想する方法によるのではなく、科学技術、医療、文化、民生、環境保全などの日軍事の面で国際社会に貢献すべきである。(中略)このような観点からいえば陸上自衛隊の多くは不要といえよう。航空自衛隊、海上自衛隊も大幅に削減されねばならない。この点に関連して「中東」における湾岸戦争を遂行するためにいわゆる「90億ドル」の支出やペルシャ湾への掃海艇の派遣、カンボジアへの自衛隊の派遣、さらにはPKOではなくPKFともいわれるゴラン高原への自衛隊の派遣などが行われることも問題となろう。これらについて血税を使用することは現行法のもとでも違憲・違法である。また、日本の重化学工業の多くは軍需産業であるともいわれているが、平和憲法の下で一企業に対して一年間で三千数百億円もの血税が日本政府から支払われている例もある。」¹残念ながら、防衛費がどのように使われているのかは資料がないが、かなりの量が安定した伸びを見せて振り込まれているのは、表4およびグラフ3を見ても明らかである。

軍隊をすぐさま廃止することはないが、平和憲法を掲げる日本の軍事費が全世界で3位を誇るというのは少し情けないように感じる。やはりこれほど大量の予算を獲得する必要はないだろう。

その外にも、不公平税制がある。

「大企業、大資産家を中心とするこれによりわれわれの試算によれば23兆5000億円(累積額)の財源を捻出しよう(表6参照)。これを数年間で取り崩すことによって当面必要とする財源を確保しよう。なお、毎年新規に発生する租税特別措置分として年に約5兆円分の財源が存在することも指摘されねばならない。」とある様に、消費税の安定し

た収入を求める大型間接税という無理を通してまで必要はどこにもない。

表6 租税特別措置整理による財源試算（1996年度）

項目	目安金額	
(1) 国税	億円	
株式発行差金課税の廃止	209	
受け取り配当金不算入の廃止	2,506	
各種引当金・準備金の廃止	105,939	
内訳		
1. 貸倒引当金		15,643
2. 退職給与引当金		46,649
3. 賞与引当金		29,384
4. 特別修繕引当金		773
5. 海外投資損失準備金		633
6. 異常危険準備金		1,842
7. プログラム等準備金		1,174
8. 原子力施設解体準備金		2,126
9. 使用済核燃料再処理準備金		5,151
10. その他		2,564
特別償却、割り増し償却の廃止	720	
試験研究費の税額控除廃止	928	
製造輸入促進税制の廃止	310	
外国税額控除（間接控除とみなし控除）廃止	1,271	
その他の大企業等に対する特別措置の廃止	1,414	
利子一律分離課税の見直し	11,026	
配当所得の源泉分離選択課税廃止	673	
配当控除の廃止	208	
給与所得控除無制限の廃止	696	
土地の譲渡所得の分離課税廃止	6,158	
有価証券の譲渡所得の分離課税廃止	2,644	
償却資産の耐用年数延長（検討中）		
小計	134,702	
(2) 地方税		
国税（法人税、所得税）関係特例廃止による増収分	67,141	
地方税独自の特例廃止による増収分	33,414	
小計	100,555	
合計	235,257	

（6）結論

間接税（消費税）を直接税の代わりに用いて財源とするのは、確かに安定性を誇り便利だろうがその分国民の負担はかなり厳しくなる。そしてその無理を通させるだけの理由を消費税に見出すことはできない。少なくともこのままの制度で税率だけを上げていくようなことをやれば、不公平は拡大し、ますます平等理念に反したすばらしい税制度が出来上

がるだろう。しかし具体的に選挙というしくみがその是正に役立つのだろうか。機会を見て考えてみたい。

¹ 北野 弘久著 「5%消費税のここが問題だ」より

² 八田 達夫著 「消費税はやはりいらない」より

文献リスト

北野 弘久著 「5%消費税のここが問題だ」 岩波書店 1996年刊行
岩波ブックレット No. 44

八田 達夫著 「消費税はやはりいらない」 東洋経済新報社 1994年刊行

木下 和夫著 「よく分かる一般消費税」 東洋経済新報社 1979年刊行

井上 隆司著 「税金」 集英社 イミダス 1997年版 p714